

○減量水量の申告について

下水道使用料は、水道水、井戸水などの使用水量により算定しますが、下水道及び農業集落排水施設に排除されない水量（減量水量）がある場合は、使用水量から差し引いて申告することができます。

○減量水量の申告ができる方は、

営業に伴い使用される水であること。

営業に伴い使用する水量と汚水排出量が著しく異なること。

○減量水量申告を行なっている例

農業を営んでいる方で、家庭の水道を利用し、苗等、営業に伴う使用水量がある場合。

営業及び工場等で、使用する水量と汚水排出量が著しく異なる場合、など。

※汚水排出量＝下水道又は農業集落排水施設に排除する汚水の量

○新規手続きをするには

減量水量を計測する量水器（メーター）の設置が必要になります。

メーターの設置及び交換は、ご自身での負担となります。

水道の検針時に毎月、役場の都市計画課へ減量水量申告書を提出していただきます。

下水道使用減量水量参考図

